

## 「最適利用」答申を受けた行政財産の維持管理 にかかる見直し(国家公務員宿舎)

---

1. 緊急参集要員用の宿舎(BCP用宿舎)の確保について
2. 住戸規格のミスマッチ解消(ソフト面の対応)について
3. その他の取組みについて

# 1. 緊急参集要員用の宿舎（BCP用宿舎）の確保について ①

今後の国有財産の管理処分のあり方について—国有財産の最適利用に向けて—  
(令和元年6月14日 財政制度等審議会) (抄)

## ○緊急参集体制の確保

災害発生時等における初動体制確保については、各府省において、BCPが策定されている。これについて、内閣府の「中央省庁業務継続ガイドライン第2版（首都直下地震対策）」における業務影響度分析では、初動の最初の評価の区切りとして3時間が例示されており、多くの省庁のBCPにおいても、概ね3時間以内に災害対策本部の設置や情報発信等の初動対応を行うとされている。こうしたことを踏まえれば、一つの目安として官署から徒歩3時間以内（時速2kmとして、概ね6km以内）の距離圏に、緊急参集要員用の宿舎が確保されることが必要と考えられる。

このため、災害発生時等における初動体制確保に資するように、BCP等に基づく緊急参集要員のための宿舎の確保に取り組むこととし、国家公務員宿舎に係る新たな枠組みとして緊急参集要員用の宿舎（以下、「BCP用宿舎」という。）を位置付け、BCP用宿舎の確保に向けた具体的な検討を進めるべきである。

# 1. 緊急参集要員用の宿舎（BCP用宿舎）の確保について②

## ～ 中央省庁のBCP用宿舎制度について ～

### 制度趣旨

各省庁の業務継続計画（BCP）に基づき3時間以内に参集が求められる緊急参集要員（BCP職員）の初動体制の確保に向け、各省庁から6km圏内の宿舎をBCP用宿舎として指定し、当該宿舎においては、BCP職員の入居者数の把握・管理を行うこととし、各省庁の理解を得つつ、BCP職員の入居者数を増やしていくこととする。（本年6月末より順次実施）

### 概要

- **理財局は、霞が関または防衛省より6km圏内の宿舎を「BCP用宿舎」として指定する。**
  - ・ 合同宿舎（※）においては、19住宅を指定予定。
  - ※ 危機管理用宿舎（無料宿舎）など、BCP用宿舎として指定することがなじまない宿舎は除く。
- **BCP用宿舎について、各省庁は自省庁のBCP職員の入居者数を把握・管理し、理財局に報告することとする。**
- **理財局は、毎年、各省庁より、当該報告を受けることに加え、各省庁のBCP職員の居住状況等にかかる調査を実施する。**
- **理財局は、当該報告及び調査結果を踏まえて、BCP用宿舎におけるBCP職員の入居者数等を分析の上、制度趣旨を踏まえた所要の調整を行う。**
  - ・ BCP職員の入居者数等の低下が続く省庁に対しては、BCP用宿舎（合同宿舎）の返還を要請し、返還を受けた宿舎については、BCP職員を入居させることを前提に他の省庁へ割り当て。

[出典]国土地理院標準地図



## 2. 住戸規格のミスマッチ解消（ソフト面の対応）について ①

今後の国有財産の管理処分のある方について—国有財産の最適利用に向けて—  
(令和元年6月14日 財政制度等審議会) (抄)

住戸規格のミスマッチの解消に向けて、宿舎整備などのハード面での対応のみでは、限られた予算の中で、ミスマッチの解消まで長い期間を要することから、以下のとおり、ハード・ソフトの両面から対応を行うべきである。

— (略) —

### ○ソフト面での対応

現在、国家公務員宿舎においては、単身用・独身用宿舎の不足から、やむを得ず、多くの単身・独身の職員が世帯用宿舎に入居していることから、係員クラスの若年層に対して以下の対応を行うことで、既存宿舎の有効活用の促進を図るべきである。

- ・ 独身用宿舎の貸与を希望する独身職員がいるものの、独身用の宿舎が不足している場合には、<sup>i</sup>若年層の独身者に対して、独身用の宿舎を優先して貸与し、それ以外の独身者には単身用や世帯用の宿舎を貸与する。
- ・ 住戸規格のミスマッチに起因して、独身用の宿舎の貸与を希望しているにも関わらず、貸与が受けられず、<sup>iii</sup>単身用や世帯用の宿舎の貸与を受けている独身者のうち若年層の独身者について、宿舎使用料を減額する。
- ・ 住戸規格のミスマッチに起因して、職務の級に相当する広さの世帯用の宿舎の貸与が受けられない<sup>ii</sup>若年層の職員世帯については、より広い規格の世帯用の未入居宿舎を貸与する。

このほか、現在、扶養義務のある同居者が3人以上いる場合に、職務の級に相当する広さより広い規格の世帯用宿舎を貸与することができるとされているが、共働き世帯が増加している状況等を踏まえ、<sup>iv</sup>「世帯人員が4人以上の場合」に貸与することができるよう見直すべきである。

## 2. 住戸規格のミスマッチ解消（ソフト面の対応）について ②

### 取組み内容

- i a 規格（独身用宿舎）が不足していることから、係員クラスの職員の負担軽減のため、a 規格の宿舎については、係員クラスの独身者に優先して貸与するよう、通達に規定。
- ii c 規格（世帯用宿舎）に余剰が生じていることから、既存宿舎の有効活用のため、係員クラスの職員に対して、現行において貸与が可能な a・b 規格に加えて、c 規格の宿舎を貸与できるよう、省令に規定。
- iii 既存宿舎の有効活用のため、係員クラスの独身職員に c 規格の宿舎を貸与する際は、宿舎使用料を現行の概ね80%の水準に軽減するよう、省令に規定。
- iv 現在、扶養義務のある同居者が3人以上いる場合に、職務の級に相当する広さより広い規格の世帯用宿舎を貸与できるとされているが、共働き世帯が増加していることを踏まえて、扶養義務の有無にかかわらず、世帯人員が4人以上の場合に、職務の級に相当する広さより広い規格の世帯用宿舎を貸与することができるよう、省令を改正。

（参考）省令及び通達については6月末に改正（施行）を予定。ただし、宿舎使用料の軽減については、令和3年4月より適用開始。

（参考1）住戸規格と面積基準

規格	面積
a	25㎡未満
b	25㎡以上55㎡未満
c	55㎡以上70㎡未満

（参考2）国家公務員の俸給表（行政職（一））の職務の級と標準的な役職

級等	標準的な役職
1級、2級	本府省の係員、管区機関の係員等
3級、4級	本府省の係長、管区機関の課長補佐・係長等
5級	本府省の課長補佐、管区機関の課長補佐等

### 3. その他の取組みについて

#### 答申の概要

##### ○地域ごとの需給のミスマッチ解消等

趨勢的に宿舎が不足している地域については、借受又は建設により必要な宿舎を確保するとともに、趨勢的に宿舎が供給過多となっている地域においては、老朽度等を勘案して残すべき宿舎を見極め、余剰となる宿舎については廃止を進める。



#### 取組み内容

各財務局において地域ごとの宿舎の現状等を把握するための作業を実施したところ。  
現在、全国の宿舎需給の状況等について分析中であり、今後、分析結果を踏まえ、計画的・段階的な対応を検討。

#### 答申の概要

##### ○老朽化への対応

建築年次だけでなく、耐震性を踏まえた老朽度、庁舎までの距離やBCP対応を踏まえた立地条件、中長期的な需要など、個々の宿舎の状況に応じて予算配分を行うことで、計画的かつ効率的に改修を進め、必要な宿舎を確保していくことが重要である。



#### 取組み内容

令和2年度以降において、計画的かつ効率的な改修を進めるため、長期使用の可否判定等の具体的な制度設計を検討中。各財務局は、建築年次だけでなく、個々の宿舎の状況に応じた令和2年度維持整備計画を策定したところであり、当該計画に基づき改修を進めていく。